

WAYプロジェクト（校内道徳教育推進委員会）レポート・3

2019・9／19（木）

地域から、PTA会長の石口さん、“学び”育成委員会（学校運営協議会）座長の仲川さん、市P顧問・県P副会長の齋藤さんにも参加していただき、WAYプロジェクトメンバーとともに、前回に引き続き、「道徳的諸価値」の「内容項目」についての議論を行いました。

C10

法や決まりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること（遵法精神、公德心）

ここでの「法やきまり」とは、よりよい世の中をつくるための社会的な約束のことであり、「人に迷惑をかける」「他者の権利を奪う」といったことが当たり前になってしまうような不安定な社会を作り出さないために作られたもののことである。本校においては、服装や頭髪に乱れがみられる生徒に対して、「学校の決まりだから直しなさい」と指導してきたのではなく、そこから見えてくる「生活の乱れ」や「心の乱れ」、「自分の将来に希望を持ってない姿」に対する指導（その生徒の“生き方”をともに考える指導）をしてきた。なので、社会での約束（遵法精神）と、「服装や頭髪の乱れ」は分けて考えている。

子どもたちの現状を見たとき、「法や決まり」は自分を縛りつけるものと捉え、怒られるから、捕まるから、だから守らなければいけないものだ、と考えている子どもたちが多し。そんな子どもたちにとって、この内容項目の中で本当に理解しなければならないことは法や決まりの「意義」ではないだろうか。「遵法精神」という言葉だけを読んで「ルールは守らなければならない」としてしまわずに、法や決まりの本当の意味を理解することが何よりも大切であると考えます。法や決まりはそもそも、「よりよい社会をつくり

だす上で、他者との衝突を最小限にするために、人間の知恵と歴史が生み出してきたもの」である。その本質は

- ① 法や決まりが「なぜつくられてきたのだろうか？」
(成立経過=歴史)
- ② 法や決まりが「もしなければどんなことが起こるだろうか？」
(存在意義)
- ③ 法や決まりを「つくるならどんなものをつくれればいいだろうか？」
(可変性)

の3つの視点からアプローチしていくことで理解できるのではないかと考える。

あわせて、権力をもつ者の都合によるルールや決まりも社会の中には存在していることも忘れてはならない。今ある法や決まりを、「なぜそのような決まりとしてあるのか」と批判的に考えられる力やすでにある法や決まりは絶対のものではなく、私たち自身で変えることもできるということを理解することも必要であることが確認された。

C 1 1

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会に実現に努めること（公正、公平、社会正義）

「正義」と一言と言ってもさまざまであり、人によって異なるのではないかという議論になった。今の世の中を見たとき、（議会などもそうだが）「正しい正義」は数、多数決によって決められていることが多い。多数派のいう「正しさ」を、理屈としては理解できなくても、自分の置かれている状況から、感情としてはその「正しさ」を理解できない、という場面が数多くあるのではないだろうか。また、そういった少数派の「正しさ」が数の力によってかき消され

てしまっている場面もあるのではないだろうか。

そんな中、「正義」と「善」の違いについての話がでてきた。

正義

= 変わらないもの（公平、公正、平等）

善（良心）

= 地域、文化、社会など、人や時、場合によっては変化するもの

正義とは、公正、公平、平等のことで、それらは人の権利を守る上での社会全体の共通のルールと言い換えることができる。善（良心）とは時と場合によって変化するもので、人との出会いの中でも当然変わっていくものである。

社会全体の「正義」と個々の人々がもつ「善（良心）」は異なるものであり、「人によって正義は異なる」と捉えるのではなく、「人によって善（良心）は異なるが、社会の中での正義（公平、公正、平等）は変わらない」と捉える必要があるのではないかと話し合った。

前内容項目の「遵法精神・公德心」の議論が白熱し、時間にも限りがあったため、「本校における正義とは何か」については引き続き、WAYプロジェクトで議論していく。